

高田松原運動公園使用料一覧表

地域振興部スポーツ交流推進室

区分			単位(h)	普通使用料	その他			
第一野球場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒	1時間毎	1,000	スコアボード及び放送設備は1試合毎、夜間照明設備、ロッカールーム及び本部室は1時間毎の額		
			一般		2,000			
		その他の催し物に使用する場合	4,000					
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒		2,000			
			一般		4,000			
		その他の催し物に使用する場合	営利を目的としない場合 10,000 営利を目的とする場合 20,000					
	設 備				スコアボード		1試合毎	1,000
					放送設備			500
					夜間照明設備			3,500
					ロッカールーム			100
本部室				100				
第二野球場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒	1時間毎	500	スコアボード 1時間毎500円		
			一般		1,000			
		その他の催し物に使用する場合	2,000					
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒		1,000			
			一般		2,000			
		その他の催し物に使用する場合	営利を目的としない場合 5,000 営利を目的とする場合 10,000					
	設 備				スコアボード		1試合毎	500
屋内練習場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒	1時間毎	500			
			一般		1,000			
		その他の催し物に使用する場合	2,000					
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒		1,000			
			一般		2,000			
		その他の催し物に使用する場合	営利を目的としない場合 5,000 営利を目的とする場合 10,000					
第一サッカー場 及び 第二サッカー場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒	1時間毎	1,000	・移動式電光得点板 1日毎1,000円 ・夜間照明設備は 第一サッカー場のみ ※第一、第二サッカー場 共に半面貸出可能		
			一般		2,000			
		その他の催し物に使用する場合	4,000					
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒		2,000			
			一般		4,000			
		その他の催し物に使用する場合	営利を目的としない場合 10,000 営利を目的とする場合 20,000					
	設 備				夜間照明設備(第一サッカー場のみ)		1日	4基 2,000 2基 1,000
					移動式電光得点板			1,000
	ミーティングルーム	入場料を徴収しない場合					1時間毎 に1部屋 につき	100
入場料を徴収する場合				200				

備考

- 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 9時前又は21時後の使用料の額は、1時間につきそれぞれ普通使用料の額に100分の120を乗じた額とする。
- 第一サッカー場及び第二サッカー場を半面使用する場合の使用料の額は、それぞれ普通使用料の額に100分の50を乗じた額とする。
- 入場料を徴収する場合の設備の使用料の額は、それぞれに定める額の2倍の額とする。
- 1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。